

第7回千葉海区漁業調整委員会

- 1 日 時 令和7年12月19日（金）午後3時30分から
- 2 場 所 千葉県自治会館9階第1・2会議室
- 3 出席者
- | | |
|-------|---|
| 委員 | 石井 春人、鈴木 直一、佐久間 國治、中村 繁久、高橋 敏夫、
平島 孝一郎、佐藤 光男、松本 めい子、酒井 光弘、小栗山 喜一郎、
坂本 雅信、和田 一夫、黒沼 吉弘、篠原 克二郎、本田 直久 |
| 専門委員 | 齋藤 御津久、嶋津 圭一 |
| 水産課 | 宮嶋課長
篠原漁業調整班長
原口漁船漁業班長、植木副主査 |
| 漁業資源課 | 原課長
赤羽資源管理班長、川合主査、辻技師 |
| 水産事務所 | 銚子：末永所長、辻技師
館山：迫所長、小宮主査
勝浦：荒井所長、庄司課長 |
| 事務局 | 永野副技監、高山副主査 |

4 議 題

- (1) 小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (2) さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (3) くろまぐろに関する令和7管理年度における県内融通に伴う知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて（諮問）
- (4) くろまぐろ（小型魚）の令和7管理年度における県内融通の促進に向けた翌管理年度の追加配分の取扱いについて（協議）
- (5) その他

5 審議経過

【永野副技監】

定刻となりましたので、ただいまから第7回千葉海区漁業調整委員会を開会いたし

ます。

それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、年末のお忙しい中、第7回千葉海区漁業調整委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

最初に、委員の表彰について御紹介します。このたび、鈴木会長代理におかれましては、組合合併に伴う組織再編、漁協直営食堂整備による地元水産物の消費拡大と地域活性化並びに当委員会での漁業操業の秩序維持に尽力した功績が認められ、文化の日農林水産功労者として千葉県から表彰されました。心からお喜び申し上げます。おめでとうございます。

さて、浜の状況ですが、近年不漁が続いていたサンマ漁につきましては、今漁期は約1,800トン、金額は約5億7,000万円となり、平年と比較して、生産量で2.6倍、生産額で1.8倍と大幅に増加しました。

また、今月6日にノリの初共販が行われました。出荷枚数は585万枚、金額は約2億2,000万円となり、昨年と比較して、枚数で約2.2倍、金額で1.6倍となりました。その後も生産は続いており、第2回共販までの累計は1,000万枚を超えています。

本日、御審議いただく案件は、小型機船底びき網漁業の手繰第3種漁業の制限措置等や、サンマやイワシなどの令和8管理年度漁獲可能量、クロマグロの県内融通の取扱いなどについてです。

いずれも重要案件でありますので、委員の皆様方の慎重審議をお願いして、私の挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【永野副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。

本日の会議は、委員全員の方に参加いただいております。漁業法第145条第1項で規定する過半数の委員が御出席しておりますので、本日の委員会は成立していることを御報告申し上げます。

なお、田邊専門委員からは出席できない旨の御連絡がございました。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。

平島委員と和田委員をお願いいたします。

次に、第1号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

次に、水産課から説明をお願いします。

【原口班長】

初めに、漁業許可の内容について御説明いたしますので、資料の4ページを御覧ください。

東京内湾の共同漁業権漁場を操業区域とする手繰第3種漁業は、アサリの外敵生物であるツメタガイを採捕することを目的に、平成19年度から金田漁業協同組合及び新木更津市漁業協同組合牛込支所が許可を受け、実施してきたものです。

従来、ツメタガイはアサリの操業で混獲されていましたが、ウミグモの寄生被害などでアサリの操業が減少したため、当該許可に基づき、小型の桁網で採捕しています。操業区域は、漁協の共同漁業権漁場内に限り、許可の有効期間はノリ養殖に支障がないよう、4月から9月までとしています。

本件は、令和8年4月以降の許可について御審議いただくものになります。

漁業の状況について御説明しますので、表を御覧ください。本許可を受け実施している漁協ごとの漁獲の概要を示しています。

令和3年から令和7年までの操業実績は、年により、金田漁協は許可隻数が4から8隻、漁獲量は10から142キロ、新木更津市漁協牛込支所では許可隻数がゼロから2隻、漁獲量はゼロとなっています。

そのうち、直近の令和7年は、金田漁協のみの実績ですが4隻が許可を受け、2隻が操業、漁獲量は10キロです。

令和8年の操業について聞き取りを行ったところ、金田漁協からは従来どおりの内容で操業の要望がありました。

県としても、要望は例年と同様にツメタガイの採捕を目的として操業するものであり、内容の変更を必要とする情勢の変化は認められないことから、現行の許可方針の内容に基づき制限措置等を定めることとしたいと考えております。

それでは、第1号議案の内容について御説明しますので、資料の2ページを御覧ください。

新規に許可等をする場合は、漁業法に基づき、「制限措置」、「許可又は起業の認可を申請すべき期間」、「許可の有効期間」を定める必要がありお諮りするものです。

制限措置の内容については、3ページを御覧ください。

(1) の漁業種類は手繰第3種漁業、(2) の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1隻で、金田漁業の所属船です。

(3) の船舶の総トン数、(4) の推進機関の馬力数は、資料5ページ以降に添付されている許可方針のとおりです。。

(5) の操業区域は、操業区域2のうち金田漁協の共同漁業権です。

漁業時期及び漁業を営む者の資格については、許可方針のとおりになります。

「許可又は起業の認可を申請すべき期間」については、調整規則第11条の規定により1か月を下らない範囲内とされ、令和8年2月27日から3月26日までとしたいと考えております。

最後に「許可の有効期間」については、許可方針とおり1年以内とし、ノリの養殖に支障がないよう、許可の日から令和8年9月30日までとしたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議くださいますようお願いいたします。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

特に許可更新に反対ということではないんですけども、2点ほど教えてください。

ツメタガイの状況なんですけれども、このツメタガイ自体の資源の状態というのはどのようにお考えなのかということをお教えください。多分、漁獲の数字を見て、減ってきているというのは分かるんですけども、その辺の資源の評価はどうされたのかなということをお教えいただければと思います。

それと、このように落ち着いてきているのであれば、許可方針の許可の期限も1年ではなくて、例えば2年とか3年ぐらいにすることは可能なんですか。それを教えてください。以上です。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【原口班長】

ツメタガイの資源状況は、表に記載されたとおり、近年は操業日数や操業隻数が大きく減少し1日1隻当たりの漁獲量も減少しており、ツメタガイは減少傾向と考えられます。

許可の期間を2年から3年にすることは可能かという御質問については、アサリの外敵生物であるツメタガイを採捕するという特例的な許可として、許可の有効期間を1年以内としているところです。許可の有効期間により操業できる時期を設定することで、毎年のツメタガイの発生状況やノリ養殖への影響を考えながら対応することができるため、状況に応じた許可として1年以内で設定したいと考えております。

【黒沼委員】

ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

【石井会長】

そのほかに何か御意見・御質問ございましたら。ありませんか。

御意見も出尽くしたようなので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件の公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第2号議案「さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

次に、漁業資源課から説明をお願いします。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班の赤羽です。第2号議案について御説明させていただきます。本体資料の14ページを御覧ください。

本議案は、令和7年11月7日付けで、国から都道府県別漁獲可能量の当初配分があったさんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群につきまして、本県における令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の設定についてお諮りするものです。

漁業法第16条第1項におきましては、知事は、県の定めた資源管理方針に即して、国から配分された漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量を定めるものとされており。また、同条第2項には、知事管理区分の漁獲可能量を定めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされており。

別刷りの資料1-1に知事管理漁獲可能量を定めるに当たっての根拠法令を示しています。御確認ください。

それでは、本体資料の15ページを御覧ください。

令和8管理年度都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量と知事管理区分に配分する数量の案を示しております。

初めに、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群の都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量は現行水準となっております。

別刷りの資料1-2を御覧ください。

上段にある資源管理基本方針にありますとおり、全体の漁獲量のうちおおむね80%を構成する漁獲量上位の都道府県以外については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものと考えられることから、目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分が行われます。

次のページ、資料1-3を御覧ください。

これは国から本県に配分された都道府県別漁獲可能量の通知で、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群は現行水準の配分となっております。

知事管理区分への配分の基準につきましては、資料1-2の下段の千葉県資源管理方針におきまして、複数の管理区分に分けることなく、それぞれ千葉県さんま漁業、千葉県まあじ漁業及び千葉県まいわし太平洋系群漁業として一元管理することとしておりますので、知事管理区分に現行水準を配分する案になっております。

かたくちいわし太平洋系群については、令和7管理年度からステップアップ管理のステップ1として、TAC報告の義務化と情報収集体制の確立などの取組が開始されたところですが、令和8年管理年度も引き続きステップ1による管理が実施されます。

都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量は、資料1-3にあります国の通知のとおり、国全体の漁獲可能量である10万7,000トンの内数となっており、千葉県資源管理方針で千葉県かたくちいわし太平洋系群漁業として一元管理することとしておりますので、当該管理区分に10万7,000トンの内数を配分する案になっております。これは資源管理基本方針に明記されており、具体的な配分量は設定せず、国全体の漁獲可能量の内数として管理するというので、ほかの都道府県も同様の配分となっております。

なお、資料1-4に、さんま、まあじ、まいわし、かたくちいわしの知事管理区分に係る過去5か年のTAC配分と漁獲実績をお示ししておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見・御質問等ございませんか。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件の公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第3号議案「くろまぐろに関する令和7管理年度における県内融通に伴う知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

(朗読)

【石井会長】

次に、漁業資源課から説明をお願いします。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班の赤羽です。

本議案は、くろまぐろに関する令和7管理年度における県内融通に伴う知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて、資料19ページから21ページの別紙のとおり取り扱うこととしたいので、委員会にお諮りするものです。

くろまぐろの漁獲管理におきまして、国は漁獲可能量の有効活用を目的として、都道府県に配分したくろまぐろ大型魚、小型魚の漁獲可能量に対して、8割の漁獲実績を達成した都道府県に対し、次の管理年度に消化率メリットとして、国の繰越数量に基づきました一定の数量を上乗せして、漁獲可能量を追加配分することとしております。

そこで、本県に配分された漁獲可能量を有効活用するとともに、消化率メリットにより国から追加配分を受けるため、県内の各漁業の管理区分における配分及び融通のルールを定め、令和7管理年度における知事管理区分間の漁獲可能量の融通について、資源管理方針に定めるもののほか、この別紙により定めるところにより取り扱うこととし、管理期間終盤の知事管理漁獲可能量の変更手続の迅速化を図りたいと考えております。

別刷りの資料2を御覧ください。

知事管理漁獲可能量の変更については、漁業法 第16条第5項において準用する第2項の規定により、都度、海区委員会に諮問する必要がありますが、手続の迅速化を図るため、今回、事前に意見を聴いた上で了解をいただき、本取扱いのとおり変更する際には、諮問、答申を経ず、事後報告により対応できることとするものです。

なお、この取扱いは1年限りとしており、昨年度も同様のルールを定めて運用してまいりました。

なお、次年度以降につきましては、本県に配分される漁獲可能量や本年度の運用状況を踏まえて、より有効な手法や委員会にお諮りする時期について検討してまいりたいと考えております。

資料19ページにお戻りください。取扱いの内容について説明します。

今回、諮問事項を明確にするため、表現や字句等を修正しておりますが、取扱いの内容は前年と変更ありません。

第1には、趣旨として、本県に配分された漁獲可能量を有効活用するため、本取扱いを定めることを記載し、第2、県内融通に伴う数量変更の手続に記載のとおり、県内融通に伴う数量変更について、手続の迅速化を図るため、事後報告で対応することとします。

第3以降、県内融通の手続等を記載しております。2(1)のとおり、県は必要に応じて各管理区分の漁業者へ融通に係る要望調査を行い、その結果に基づき、原則として受入要望のあった管理区分へ当初配分比率に応じて配分することとします。

20ページ、(3)には、譲受要望があった各管理区分の漁業者間で直接協議できる旨を定めており、(4)には、直接協議が調った場合には、漁業者が県に報告する旨を定めております。

なお、管理区分の業者間の調整につきましては、これまでの運用におきましても、

県の出先機関である各水産事務所から漁業者への聞き取りを行い調整してまいりましたので、同様の運用を想定しております。

次に、第4、大型魚についてです。こちらも内容は前年と変更ありません。

2、融通の手続について、まず、県は各漁業の漁業者に融通の可否を調査し、譲渡が可能な場合には、譲渡できる数量を要望のある漁業に配分し、結果を各々に通知します。譲渡後に、譲渡した漁業の実績が積み上がり、消化率が70%に達した場合には、3の譲渡の条件に記載のとおり、70%を超えないように返還を繰り返すこととし、返還する数量が不足した場合には、県の留保枠で対応することとしております。

具体的なイメージは、21ページの図のとおりです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見・御質問ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「くろまぐろに関する令和7管理年度における県内融通に伴う知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件の公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第4号議案「くろまぐろ（小型魚）の令和7管理年度における県内融通の促進に向けた翌管理年度の追加配分の取扱いについて（協議）を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

次に、漁業資源課から説明をお願いします。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班の赤羽です。第4号議案について御説明させていただきます。24ページをお開きください。

第3号議案において、追加融通に伴う知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いを御審議いただいたところです。第4号議案は、これに追加して、管理期間中の漁獲枠の融通を促進することを目的として、国でも運用している融通を促進する取扱いとして、譲渡する側に対し、翌管理年度に一定の数量を追加配分するメリット措置を講ずる取扱いについてお諮りするものです。

この取扱いにつきましては、令和4年度以降、毎年、委員会に協議し定めており、単年度限りの取扱いとしておりました。本年度につきましても、前年度と同様の内容で取り扱うことについて協議するものです。

なお、この取扱いにより、実際に配分する数量が変更されるのは令和8管理年度になりますが、当該数量は、令和7管理年度の県内融通結果により決定することとなりますので、あらかじめ協議させていただくところです。

資料25ページを御覧ください。

内容といたしましては、繰越しに係る国の留保からの追加配分があった場合に、第2の2、3に基づいて譲渡メリットを配分するものです。上限は、今年度の当初配分量の10%までとし、譲渡数量と等量を配分します。

譲渡メリットによる追加配分は、原資となる国からの追加配分があることが前提となります。

別刷りの資料3を御覧ください。

この図は、前年度に融通があった際の配分イメージになります。

図の左側のAからCの管理区分のうち、令和7管理年度の当初配分量が15トンのBからCに対し2トンの譲渡があった場合を例に説明しますと、譲渡を行った翌年の令和8管理年度に国の繰越し等に係る追加配分があった場合に、これを原資として、前年度譲渡を行ったBに対して、当初配分の10%を上限として1.5トンの譲渡メリットを付与します。残る繰越し等に係る追加配分は、各管理区分に当初配分比率に応じて配分します。

なお、知事管理区分の繰越しは、そのまま翌年度に持ち越し配分します。

令和7管理年度内に融通が行われた場合、来年度の令和8管理年度におきまして、国の繰越し等に係る追加配分について、改めて委員会に諮問させていただきます。

説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見・御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第4号議案「くろまぐろ（小型魚）の令和7管理年度における県内融通の促進に向けた翌管理年度の追加配分の取扱いについて（協議）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、第4号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、議題（5）の「その他」ですが、皆様、何かありませんか。

特になければ、議題を全て終了し、会議次第の5、その他に移ります。

皆様、何かありませんか。

特になければ、事務局からお願いします。

【高山副主査】

それでは、事務局のから御報告させていただきます。

委員会資料とは別にお配りしております右上に資料4と書かれた厚めの資料のを御覧ください。

こちらの資料でございますが、こちらは北海道から宮崎県までの18都道府県の海区委員会の会長等が委員となっております太平洋広域漁業調整委員会が11月4日に東京で開催されました。また、その会議の開催に先立ちまして、太平洋北部会と南部会が同日に開催されまして、千葉海区からは石井会長に御出席をいただいております。

こちらの御説明につきましては、資料ページが多いので、資料1枚目にこちらの委員会の結果の概要をつけておりますので、こちらを基に御説明をさせていただきます。次ページ以降に詳細な資料をつけてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、本県漁業の対象とされていないマアナゴ伊勢三河系群などの魚種の資源評価結果等については添付を省略させていただきます。

まず初めに、こちらの資料の(1)でございますが、太平洋南部会、こちらはキンメダイの資源状況と資源管理の取組等についての御説明がありました。

キンメダイの親魚量については目標管理基準値を上回っておりまして、2016年以降は増加傾向が続いていること、また、資源管理につきましては、令和4年12月に開催されました資源管理手法検討部会で出された数量管理の論点について整理をし、これまでの自主管理と並行して数量管理の導入に向けた必要な調整を行っていくこと、また、ステークホルダー会合の開催については現時点では未定との御説明がありました。

石井会長からは、太平洋中区の沖合底びき網漁業によるキンメダイの漁獲について、小型魚を保護する資源管理の取組を促す必要性について御意見が出されました。

水産庁からは、漁業者代表者部会の中に沖合底びき網漁業の関係県が参加しており、共に資源管理を推進していきたいとの回答がございました。

次に、(2)の太平洋北部会では、サメガレイやヤナギムシガレイなどの沖合性カレイ類のほか、キチジ、キアンコウの資源状況や資源管理の取組についての説明が

ございました。それぞれの資源状況は、こちらに記載のとおりとなっております。

次に、(3) 太平洋広域漁業調整委員会についてです。

1番については、こちらは10月1日から新たな任期となりまして、委員の改選に伴いまして、会長職務代理者に関委員が、くろまぐろ遊漁専門部会の委員には高田委員が選出されました。

2番については、今年度から開始されたクロマグロ遊漁の管理状況について説明がありました。遊漁の採捕上限については、毎月5トン、合計60トンの枠で管理をしておりましたが、6月から7月に予想以上の数量が積み上がりまして、8月時点で38.8トンとなったため、広調委は9月以降の管理については各月の採捕上限を5トンから3トンに変更しました。

次に、くろまぐろの遊漁による採捕を届出制とする委員会指示案が審議され、可決されました。届出の対象者は、(1) 遊漁者、(2) 遊漁船業者、(3) 遊漁船以外の船舶を運航する者とされ、釣り船だけでなく、(3) のとおりプレジャーボートも対象であり、届出者には「届出番号」が付されます。

3番は、既に発出しているくろまぐろの採捕報告に係る指示第49号について、くろまぐろ遊漁の届出制度導入に合わせまして、報告事項に「届出番号」を新設する一部改正案が可決されました。

4番についてですが、沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について説明がありました。

令和7管理年度の増枠を踏まえまして、漁獲機会の付与が可能な場合に限り、上限を5,000件として新規承認を可能とする条件を規定していましたが、令和7年4月、更新時の承認件数は1万9,661件となり、令和5年更新時と比較しまして2,783件増加したとの説明がございました。なお、千葉県船は451件で、令和5年から6件増となっております。

裏面に移りまして、6番、ウの広調委の今後の役割等について御説明いたしますが、平成30年の漁業法の改正により、TAC管理が基本とされ、広調委とは別に意見交換等を行う場が設けられていることから、今後の広調委の役割、取り扱う議題について意見交換が行われました。

事務局からは、広域管理魚種の小型魚の漁獲抑制や届出制の導入などの「委員会指示」の有無に焦点を当てて議題として取り扱う考え方が示されました。委員からは、

今後意見を交わす場が必要であり、広調委を活用する意見等がございました。次回の委員会においても、このことについては検討を進めるとのことです。

会議結果の概要報告は以上となります。

【石井会長】

事務局から「広域漁業調整委員会」の報告がありました。

ただいまの報告に対しまして、質問等ありますか。はい、黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

1つだけ教えてください。

分からないところなんですけれども、例えば太平洋南部キンメダイの関係の資源の評価の仕方で、ページで言うと、3ページにある図9、図10の、要は、いわゆる新水産資源管理方式みたいなものがあって、神戸チャートを使って、これを基準とするという約束をされているんですけれども、あと、ヤナギムシガレイのほうも同様に、図の8と9にたしか載っていたと思います、14ページの図の8と図の9に同じようなチャートが載っていて、3つのそれぞれの基準値というのが出てくるんですけれども、このやり方というのは、下にも赤い字で書いてあるんですが、研究機関において提案された値を暫定的に示したということなんですけれども、どの程度、これを使うことで合意されているのかということをお教えいただけますか。これ、非常に大事なことなんじゃないかなと思うので、もしお分かりになったら教えてください。

【永野副技監】

確認させていただき、後ほど報告させていただきます。

【黒沼委員】

お手数をかけますけど、よろしくお願ひします。

【石井会長】

そのほかに何か質問等ありませんか。

質問も出尽くしたようですので、会議次第5のその他を終了し、会議次第6の事務局

連絡事項に移ります。

事務局、お願いします。

【高山副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして、第7回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

午後4時分31閉会